

業務委託仕様書

1 業務委託名

平成25年度在宅医療推進地域支援事業委託

2 目的

県民が住み慣れた地域で安心して生活することを支えるためには、医療・介護・福祉がシームレスに様々な支援が提供できる体制が必要である。本事業は、郡市医師会（郡市医師会立病院）を地域の在宅医療の連携拠点として、地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護職、介護支援専門員等の多職種及び地域自治体との協働による在宅医療の支援体制を構築し、地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指すとともに、今後の鹿児島県内の在宅医療の支援体制の均てん化などに資することを目的とする。

3 事業内容

（1）多職種連携の課題に対する解決策の抽出

1）事業運営委員会

ア 構成

郡市医師会長、医療保険担当理事、介護保険担当理事等で郡市医師会内に構成し、これを郡市医師会の専従スタッフとなる職員が補佐する。

イ 内容

- ・在宅医療推進地域支援事業の企画立案や推進
- ・地域在宅医療推進連絡協議会の事業運営 等

ウ 開催回数

年3回以上

2）地域在宅医療推進連絡協議会

ア 構成

医療介護福祉の関係団体、地域振興局、市町村を含めた多職種で構成する。

イ 内容

地域における諸問題等を検討し、在宅医療推進に向けた方針を決定する。

- ・地域における連携上の課題の抽出、解決策の検討
- ・地域の在宅医療従事者等に対する多職種連携のための学習会の開催 等

ウ 開催回数

年2回以上

3）在宅医療推進チーム

ア 構成

- ・郡市医師会（郡市医師会立病院）に配置された専従スタッフ

- ・地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員、医療ソーシャルワーカー、介護福祉士等

イ 内容

- ・地域住民・関係職種・機関へ意識調査の実施
- ・地域における連携上の課題の抽出、解決策の検討
- ・地域の在宅医療従事者等に対する多職種連携のための学習会の企画運営 等

ウ 開催回数

年4回以上

(2) 在宅医療従事者の負担軽減の支援

地域の在宅医療をより効率的に提供するため以下の方策を実施する。

1) 24時間対応の在宅医療提供体制の構築

24時間対応が困難な診療所、保険薬局、訪問看護ステーション等が在宅医療を提供する際、その負担を軽減するため、各々の機関の連携により、お互いに機能を補完する体制を構築する。

2) チーム医療を提供するための情報共有システムの整備

- ・刻々と変化する患者の状態や今後の方針等に関する情報について、チームを組む医療介護等従事者が適宜共有できる体制の構築や工夫
- ・多職種が連携する上で、共有すべき情報の整理

(3) 効率的な医療提供のための多職種連携

1) 専従スタッフの配置（別名 在宅医療推進コーディネーター）

ア 配置人数

2人以上

イ 資格

介護支援専門員の資格を持つ看護師等及び医療ソーシャルワーカー等

ウ 業務内容

- ・地域の医療・介護・福祉資源の機能等の把握
- ・地域自治体、地域包括支援センター等との連携
- ・関係機関への訪問支援
- ・事業運営委員会の補佐等

2) 地域の医療・介護資源の量・質に関する最適化に向けての活動

- ・不足する資源に対しては、代替資源の開拓等
- ・多職種の連携にあたって標準化されたツールの導入等を検討

(4) 在宅医療に関する地域住民への普及啓発

在宅医療の理念や内容、それに従事する職種の機能や役割を広く地域住民に紹介し、在宅医療に対する浸透を図る。

- ・フォーラムや講演会等の開催（年1回以上）
- ・パンフレットの発行

(5) 在宅医療に従事する人材育成

1) 専従スタッフの資質向上

県医師会等が実施する会議・研修等に参加し、地域の在宅医療の推進のために、必要な知識や他の専従スタッフとの意見交換を図る。

ア 専従スタッフ会議（コーディネーター会議）

- ・主 催：県医師会
- ・場 所：県医師会館
- ・開催数：毎月1回

イ 先進地区での実地研修

- ・主 催：県医師会
- ・対象者：専従スタッフ及び在宅医療推進チームスタッフ
- ・場 所：肝属郡医師会立病院（予定）
- ・開催数：年1回

2) 在宅医療に関わる人材育成

チームとして患者の質の高い療養生活及び患者の家族を支えていくために、関係職種との情報の共有化や自らの知識や技術を磨く。

- ・意見交換の場の設定
- ・学習会、症例検討会等の開催（年2回以上）

(6) その他、地域における包括的かつ継続的な在宅医療提供体制構築の計画の実施

本事業において、必須の実施事項としては、上記（1）から（5）であるが、その他地域に必要な業務の追加、機能の付加を行うことが望ましい。

4 事業計画の提出

郡市医師会は、県医師会の定める様式の事業計画書（第1号様式）を、平成25年10月31日までに県医師会に提出しなければならない。

5 事業報告書の提出

郡市医師会は、県医師会の定める様式の事業報告書（第3号様式）を、平成26年3月31日までに県医師会に提出しなければならない。

6 事業実施

事業実施にあたっては、在宅医療推進地域支援事業委託要綱に従うこと。

7 委託期間

契約日から平成26年3月31日まで